

令和7年7月1日
国 税 庁

「令和7年中に相続等により取得した原子力発電所周辺の避難指示区域内に存する土地等の評価について」の法令解釈通達（案）に対する意見募集の結果について

「令和7年中に相続等により取得した原子力発電所周辺の避難指示区域内に存する土地等の評価について」の法令解釈通達（案）については、令和7年4月14日から令和7年5月13日までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、7通の御意見をいただきました。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

1 御意見の提出状況

○ インターネットによるもの	7通
○ 郵便等によるもの	0通
合 計	7通

2 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方
(別紙参照)

番号	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
1	<p>避難指示区域内の土地は無価値ではないのに、いつまで「評価しない」との取り扱いを続けるのか。</p> <p>評価しないなら、相続税法か租税特別措置法などで非課税規定を設けるべきではないか。</p>	<p>相続、遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）により取得した財産は、相続税法第22条により「取得の時における時価」により評価することとされており、これを受けて国税局（所）では、相続税等の申告の便宜及び課税の公平を図る観点から、土地等（土地及び土地の上に存する権利をいいます。以下同じです。）を路線価方式により評価する地域については路線価を、倍率方式により評価する地域については評価倍率（以下、路線価と併せて「路線価等」といいます。）を毎年定めて公開しています。</p> <p>他方で、避難指示区域内に存する土地等については、令和7年分の路線価等の評価時点である令和7年1月1日現在において自由な取引が行われるとした場合に通常成立すると認められる価額を把握することが困難又はできず、路線価等を定める環境や売買実例価額に準拠して納税者自らが評価できる環境にないこと、及び使用収益制限などによって減価していると認められるが、その減価の程度を具体的に把握することが困難であること等から、本通達案により、その価額を「0」として差し支えないこととするものです。</p>
2	<p>この通達は毎年出されているが、毎年出す理由があるのか。</p> <p>また、毎年同じ通達を出すのに、パブリックコメントをする理由があるのか。</p>	<p>本通達案は、避難指示区域内に存する土地等について、令和7年分の路線価等の評価時点である令和7年1月1日現在において自由な取引が行われるとした場合に通常成立すると認められる価額を把握することが困難又はできず、路線価等を定める環境や売買実例価額に準拠して納税者自らが評価できる環境にないこと、及び使用収益制限などによって減価していると認められるが、その減価の程度を具体的に把握することが困難であること等から、その価額を「0」として差し支えないこととするものです。</p> <p>そして、この状況にあるかどうかは、その範囲を含めて、今後変わり得ることから、本通達案においては、令和7年中に相続等により取得したものを対象とするとともに、行政手続</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
		法第 39 条の規定による意見公募手続（パブリックコメント）を実施しております。
3	<p>相続時に避難指示が解除されているか否かで評価額が大きく異なる事態となることは相当でないのではないかと。</p> <p>評価額を「0」とするのではなく、いったん課税評価を猶予し、路線価等を定めることが困難な状況が解消されたときに改めて評価して課税するのが相当ではないかと。</p>	<p>本通達案は、避難指示区域内に存する土地等について、令和 7 年分の路線価等の評価時点である令和 7 年 1 月 1 日現在において自由な取引が行われるとした場合に通常成立すると認められる価額を把握することが困難又はできず、路線価等を定める環境や売買実例価額に準拠して納税者自らが評価できる環境にないこと、及び使用収益制限などによって減価していると認められるが、その減価の程度を具体的に把握することが困難であること等から、その価額を「0」として差し支えないこととするものです。</p> <p>なお、相続税等の計算に当たって、相続等により取得した財産は、相続税法第 22 条により「取得の時における時価」により評価することとされており、それ以外の時点における時価に基づくことは、公平性の観点から適当ではないと考えます。</p>
4	建物の評価額も 0 とすべき。	<p>避難指示区域内に存する家屋の価額の評価については、原則として、平成 23 年 10 月 13 日付課評 2-27 ほか 2 課共同「東日本大震災の発生日以後に相続等により取得した財産の評価について」（法令解釈通達）5 及び昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56、直審（資）17「財産評価基本通達」（法令解釈通達）89 の定めに基づき評価することとなります。</p>

（参考） 1 今回の意見公募手続に付した法令解釈通達（案）に関する御意見のみ掲載しています。

2 「御意見の概要」欄は、重複した御意見を取りまとめた上で、要約したものを掲載しています。